

## 適合証明手数料規程(新)

R7.4.1

適合証明手数料の額を令和7年4月1日申請分より下記のように改めます。

1. 手終料の徴収の時期:

設計検査手数料については、受付時より設計検査完了時までに徴収します。

中間検査等については、検査申請受付時より適合証明業務終了までに徴収します。

2. 徴収の方法: 現金又は口座振込により徴収します(振り込み手数料については振込者負担とします)。

3. 交通費加算について: 建築確認の完了検査を同時に受けるとき以外は、検査旅費を加算します。

4. 交通費加算の額: 交通費は、弊社より片道の距離及び高速運賃、日当から算出することとし額は別表1とします。

### フラット35 戸建て住宅・財形融資 適合証明業務手数料 (税込み、単位:円)

当機関 確認	一戸建ての住宅				フラット35S 審査加算 (金利A、Bプラン共通)			
	設計検査	中間検査	竣工検査	竣工特例	省エネルギー性	耐震性 3	バリアフリー性	耐久性・可変性
	9,000	14,000	14,000	31,000				
×	13,000	21,000	21,000	49,000	2	9,000	5,000	5,000

1 住宅性能評価、長期優良住宅認定等を受けた場合には、フラット35Sの審査加算は不要です。

2 省エネルギー性の審査加算額は、【審査加算額別表】によります。

3 耐震性を構造計算(許容応力度計算等)で行う場合の審査加算額は、【審査加算額別表】によります。

4 計画変更する場合の審査手数料については、お尋ねください。

### 【審査加算額別表】 (税込み、単位:円)

フラット35S種別	省エネルギー性		耐震性			
床面積(m <sup>2</sup> )	標準計算法	加算	仕様基準	加算	許容応力度計算等	加算
100m <sup>2</sup> 以内	10,000		7,000		26,000	
100m <sup>2</sup> を超える200m <sup>2</sup> 以内	20,000		10,000		28,000	
200m <sup>2</sup> 超え	30,000		15,000		30,000	

1 建築確認申請の審査時にフラット35Sの基準が審査できている場合は、【審査加算額別表】の審査加算は不要です。

### フラット35 共同建て(登録マンション)・賃貸住宅 適合証明業務手数料 (税込み、単位:円)

1 フラット35Sの審査加算は、それぞれの項目毎に1棟当たり30,000円(税込み)を加算します。

なお、住宅性能評価、長期優良住宅認定等を受けた場合には、フラット35Sの審査加算は不要です。

2 計画変更する場合の審査手数料については、お尋ねください。

床面積が500m <sup>2</sup> 以内の場合 (同一敷地内に複数棟建設する場合はその合計)				
当機関 確認	共同建て・賃貸住宅		共同建て・賃貸住宅(優良住宅)	
	設計検査	竣工検査	設計検査	
	33,000	33,000 +	43,000	33,000 +
×	64,000	戸数 × 1,000円	84,000	戸数 × 2,000円
床面積が500m <sup>2</sup> を超える1,000m <sup>2</sup> 以内の場合 (同一敷地内に複数棟建設する場合はその合計)				
当機関 確認	共同建て・賃貸住宅		共同建て・賃貸住宅(優良住宅)	
	設計検査	竣工検査	設計検査	
	43,000	43,000 +	53,000	43,000 +
×	84,000	戸数 × 1,000円	104,000	戸数 × 2,000円
床面積が1,000m <sup>2</sup> を超える2,000m <sup>2</sup> 以内の場合 (同一敷地内に複数棟建設する場合はその合計)				
当機関 確認	共同建て・賃貸住宅		共同建て・賃貸住宅(優良住宅)	
	設計検査	竣工検査	設計検査	
	64,000	64,000 +	74,000	64,000 +
×	125,000	戸数 × 1,000円	145,000	戸数 × 2,000円
床面積が2,000m <sup>2</sup> を超える5,000m <sup>2</sup> 以内の場合 (同一敷地内に複数棟建設する場合はその合計)				
当機関 確認	共同建て・賃貸住宅		共同建て・賃貸住宅(優良住宅)	
	設計検査	竣工検査	設計検査	
	84,000	84,000 +	94,000	84,000 +
×	166,000	戸数 × 1,000円	186,000	戸数 × 2,000円
床面積が5,000m <sup>2</sup> を超える10,000m <sup>2</sup> 以内の場合 (同一敷地内に複数棟建設する場合はその合計)				
当機関 確認	共同建て・賃貸住宅		共同建て・賃貸住宅(優良住宅)	
	設計検査	竣工検査	設計検査	
	104,000	104,000 +	115,000	104,000 +
×	206,000	戸数 × 1,000円	227,000	戸数 × 2,000円
床面積が10,000m <sup>2</sup> を超える場合 (同一敷地内に複数棟建設する場合はその合計)				
当機関 確認	共同建て・賃貸住宅		共同建て・賃貸住宅(優良住宅)	
	設計検査	竣工検査	設計検査	
	125,000	125,000 +	135,000	125,000 +
×	247,000	戸数 × 1,000円	268,000	戸数 × 2,000円

### フラット35 共同建て(非登録マンション) 分譲マンション戸別適合証明業務手数料(1戸あたり) (税込み、単位:円)

当機関 確認	分譲マンション		マンション(優良住宅)	
	設計検査	竣工検査	設計検査	竣工検査
	33,000		43,000	
×	53,000		64,000	

1棟の戸数が5戸以内の場合の手数料です。なお、6戸以上の場合は、1戸増える毎に20,000円加算します。

1棟全戸の申請でも、全戸に戸別適合証明書を必要とする場合は非登録マンションによる申請となります。